平成２７年度
静浜基地航空祭臨時売店業者

募　集　要　項

航空自衛隊静浜基地

募　集　要　項

１　概要

平成２７年度静浜基地航空祭における臨時売店について、公告と併せてこの募集要項をご参照の上、出店申込の参考にして下さい。

２　販売概要

（１）実施日

平成２７年５月２４日（日）

※日程は予定であり、中止を含め内容等が変更されることがあります。

（２）販売時間等

午前９時から午後３時（基準）

当日の天候等により静浜基地航空祭の時程が変更された場合、販売時間が変更される場合があります。

なお､販売準備のためこの時間より早い時間に基地に来ていただくこととなりますが、基地への入門時間については出店業者へ別途連絡いたします。

また、販売時間内において販売物品等を完売されても、静浜基地航空祭が終了し担当係の指示があるまで基地内から出ることはできません。

３　販売品目等について

（１）食品販売

ア　食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品の販売については、静浜基地を管轄する保健所から営業許可を受けていることと、食中毒事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していることが出店の条件となります。

イ　切り売り果物、加熱しない食品（包装売り加工食品を除く）及び管轄保健所から露店販売を禁止されている食品の販売は禁止します。

（２）飲料水販売での禁止事項

ア　容器

容器がビンのものは、保安上の観点から販売を認めません。

イ　酒類

酒類の販売は認めません。一般的にノンアルコールと呼ばれているものであっても、アルコール成分が微量でも含まれているものはすべて酒類とみなし販売を禁止します。

（３）物品販売

ア　土産品等

変質・腐敗するような生ものの販売は認めません。

イ　ミリタリー・グッツ

サバイバルナイフ等の刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物の範囲に含めて考えますので、販売は認めません。

ウ　玩具等

風船等の飛散するものの販売及びスピードくじ等の取り扱いは認めません。

（４）その他

官側が販売不適と判断し、指摘した品目については販売を認めません。

４　販売方法等

（１）販売区画等

ア　衛生管理面及び安全上の観点から、テント内での販売とし、１業者あたりの販売区画は幅３．６ｍ×奥行２．７ｍとします。

ただし、物品販売業者は、テント後方幅３．６ｍ×奥行２．７ｍのスペースを含めたエリアを販売可能区画とします。

イ　移動販売車を使用し販売する業者はテントの設置を必要としないが、移動販売車のサイズは全長３．６ｍ×幅２．７m以下とします。

（２）電気、水の供給

販売に必要な電気、水の供給は、官側では一切行いません。

出店に必要な場合は、出店業者でご用意下さい。

（３）火気の使用

ア　炭の使用は禁止します。

イ　基地内で火気（発動発電機を含む。）を使用する場合は、必ず事前に届出をするとともに、店舗ごとに消火器（簡易式スプレーは認めません。）を備え付けて下さい。

ウ　発動発電機等に使用する燃料油脂の保管・取扱いについては取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、最大限の注意を払って取り扱うようにして下さい。

（４）資材等

出店に必要な資材等は、すべて出店者側でご用意下さい。

（５）国有財産（土地）使用料

出店に際して、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該使用料をお支払いいただきます。

（６）その他の事項

ア　出店業者により臨時売店協力会を結成します。会長は静浜基地委託売店会会長とし、国有財産使用申請等の運営上必要な事項の事務を担当することとします。

イ　基地内での行動については、官側の指示に従って下さい。

ウ　航空祭当日は、官側で売店の巡回指導を行います。その際、官側の指示に従っていただけない場合は、その時点で販売中止等の処置を行います。

エ　食品衛生法に基づく営業許可を必要とする出店業者は、食中毒防止の観点から必ず消毒液、手洗い水等を準備し、テントごとに備え付けて下さい。

オ　販売に伴うゴミ等は、出店者側で全て持ち帰り、販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施した後、官側の点検を受けていただきます。

カ　駐車場に限りがあるため、基地への乗入可能台数は１業者当たり１台とし、４ｔトラックを超えるサイズの車両の乗り入れは認めません。

キ　営業中に品切れとなっても商品等追加のための車両を入門させることはできません。また、一旦基地内に乗り入れた車両は、航空祭終了まで出門することは出来ません。

5　提出書類

（1）申請書等の提出

区　　分	提出書類の名称	備　　考
全業者共通	1　出店申請書	
	2　納税証明書 ※直近のもの （未納納税のない証明用）	個人・・「その３の２」 法人・・「その３の３」
	3　賛同書兼委任状	
	4　誓約書・役員名簿	静浜基地司令宛
	5　誓約書・役員名簿	南関東防衛局長宛
昨年度出店業者以外	6　登記簿謄本の写し	
飲食販売業者	7　露店等の営業許可証の写し	焼津市での営業許可証
	8　食中毒等の事故に備えた保険(賠償共済等）の加入証の写し	

※ただし、全省庁統一資格保有者は提出書類２と６を資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しの提出に替えることができる。

（2）提出先

〒４２１－０２９３

静岡県焼津市上小杉１６０２

航空自衛隊静浜基地　基地業務群業務隊厚生班　宛

（3）提出期限

平成２７年3月２０日（金）必着

（郵送する場合は、3月１９日（木）までの消印有効）

（4）応募者の失格

次のいずれかに該当する行為等があった場合は失格とする。

ア　提出期限後に提出された場合

イ　必要書類の提出があった場合でも、必要な記載がされていない場合や添付書類が無い場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　警察に従業員の名簿を提出し照会を行った結果、暴力団に関する該当者として連絡を受けた場合

オ　その他、不正行為が認められた場合

6　選考の方法

提出された申請書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店業者とする。ただし、応募多数となった場合、説明会で抽選を行い出店業者を決定する。

また、出店業者決定後であっても、公告等に記載された事項を履行できないと判断した場合や出店業者として不適であると判断した場合出店を認めない。

7　事前説明会

日時及び場所等については、後日説明会の通知にて連絡する。

8　その他

（1）公告及び本要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示します。

（2）提出頂いた書類については、静浜基地航空祭の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

（3）過去の航空祭への出店等の際、官側の統制（注意、指導等）に従っていただけなかった業者の方や、公平な審査に影響を与える言動等があった業者については、応募いただいても､何ら通知することなく出店をお断りする場合がありますのでご承知おき下さい。

（4）上記の理由により、出店を認めない場合で応募業者の方に発生した損害について、航空自衛隊静浜基地は、何ら賠償又は補償をすることはありません。